

## 「ご来店はペダルかスニーカーで」

### 9.23(祭日) 「自転車DO!カフェ」 in 横浜

自転車活用推進研究会は廃線になった東急東横線横浜 桜木町駅間線路跡に、自転車専用道と遊歩道の建設を目指して、9月23日(金)秋分の日「自転車DO!カフェ」を開催します。これは自転車利用者や横浜を訪れる人たちに「自転車DO!」運動への賛同を呼びかけるためのイベントです。

23日午前11時から午後4時まで、場所はJR京浜東北線関内(かまない)駅下車、横浜公園(横浜スタジアム脇)の特設会場。フォーク歌手のなぎら健彦・自転車DO!会長はじめ、自転車DO!、エコサイクルマイレージのメンバーによる自転車リレートーク、フリーディスカッション、体感アーティスト・立松正宏さんの演奏と自転車トーク、自転車発電装置への挑戦などが予定されています。飲食はコーヒー(200円)、カレー(500円)など。併せて、エコサイクルマイレージ2周年のオフ会も併催します。

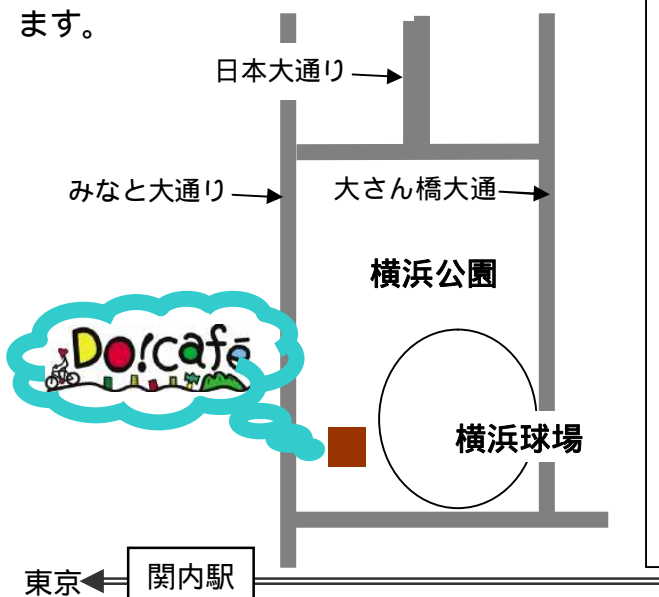


なぎら健彦・自転車DO!会長

23日当日、雨天の場合は24日(土)に順延しますが、小雨なら決行。当日、会場で発言したい人、会場に行けないが発言を代読して欲しい人は事前に事務局へ連絡してください。

今回の「自転車DO!カフェ」は、横浜市が9月19日から25日まで行う「横浜カーフリーデー」の一環として実施します。ご家族、友人とともに、ふるってご参加ください。会場には駐輪場が用意されています。当日、9月4日に大阪を出発した「日本一周自転車リレー」が会場を通過します。

なお、研究会では11月3日、文化の日に京都での「自転車DO!カフェ」開催を予定しています。詳細が決まり次第、お知らせします。



地下鉄に自転車持ち込み 札幌で実験  
 DOカフェで報告

札幌市の市営地下鉄で、利用者が乗ってきた自転車をそのまま車両内に持ち込む実験が行われています。市では、利用者へのアンケート調査などで本格導入するかどうか、検討するそうです。欧州では列車に自転車を持ち込むことは、いまや常識になりつつあります。わが国でも一部の鉄道で導入が進んでいますが、地下鉄ではまだ例がありません。

自転車のさらなる活用という意味で興味ある実験です。次号のメルマガで詳細な現地レポートを掲載する予定です。

自転車マナー違反者にイエローカード taku

一年以上前のニュースなので今はどうなっているかわかりませんが、以下のような取り組みが富山で行われたようです。

**自転車の利用マナー、違反者に警告 県交通指導員連絡協、イエローカード徹底**

「自転車も乗れば車の仲間入り」。県交通指導員連絡協議会は六月にも、二人乗りなど悪質な自転車の利用マナーに警告を発する「イエローカード」を県内各地の交通指導員に携帯させる。自転車がからむ事故が増加傾向にあることを受けて実施する試みで、悲惨な事故に歯止めをかけ、自転車は道交法上、軽車両にあたることを利用者に周知させる。



「イエローカード」は、縦約十二センチ、横九センチの大きさで、今年度委嘱を受けた交通指導員約六百人が、街頭指導の際に持ち歩く。カードには事故防止を訴える言葉や、自転車の違反に関する罰則が書かれている。二人乗りや傘差し運転、夜間の無灯火走行などを交通指導員が発見した場合、サッカーの審判さながらに掲示する。カードを配ることで、口頭で注意する以上の効果を生み出す。(以下略)

[http://www.toyama.hokkoku.co.jp/\\_today/T20040520003.htm](http://www.toyama.hokkoku.co.jp/_today/T20040520003.htm)

このような取り組み、自転車DO!が中心となってできないもんでしょうか？

自転車マナーを書いたパンフレット taku

イエローカードじゃなくていいんですが、マナーの悪い人に手渡して説明できるような、自転車マナーを書いたパンフレットとかチラシのようなものは、世の中にないでしょうか？ そういうツールがあれば、普段から持ち歩いて、そういう人を見かけたら、手渡して見てもらいたいと思うんです。もし、世の中にないのなら、自転車DO!が中心となって作成できないもんでしょうか？ 関係各所と共同でもいいと思います。こういう物を配っていけば、間違った認識が減り、正しい認識を持ってくれる人が徐々に増えていくと思うんですが、どうでしょう？

イエローカードで効果あるかな？ DrK

ただ、イエローカードを渡すだけで効果があるのでしょうか？ 悪質な自転車乗りなら、イエローカードなど破り捨てるがおちです。悪質なケースの場合、個人を特定して、記録するシステムがないと違反は減らないかなという気がします。何かしらのペナルティがなければ、違反は減らないかなという気がします。

あると思います taku

ただ、渡すだけじゃだめですね。ちゃんと説明しないと。もちろんDrKさんの心配されるような、悪質な人は破り捨てる人もいるでしょう。でも、そういう人は10%いるかどうかじゃないでしょうか？ それより、別に悪質な人じゃないのに、マナーをちゃんと知らないがために、道路の右側を走る人や、歩道は徐行しなければいけないことを知らずに走る人がたくさんいます。そういう人に対しては、大きな効果があると思います。悪質なケースにペナルティを課すのは大賛成です。でも、一部の悪質な人の問題より、マナーをちゃ

んと知らない人が大多数を占めている問題の方が大きな問題だと思います。自転車マナーのパンフがあれば、僕は今日、今からでも、行動に移せるのになと思っています。効果は少しずつしか出ないかもしれませんが、やれば効果は確実に出ると思います。

## やっぱり教育ですね jitensha

なにしろルールを知らない方が多すぎます。それに、ルールそのものがわかりにくい。欧州を走ってみて感じるのは、きわめて合理的でシンプルなルールだと言うことです。多民族国家だからでしょうか。あれこれ指示を書いて標示しても読めない人がいるのでは役に立ちませんものね。道交法第53条の信号の部分など、方向指示器の付いていない自転車は、片手運転でカーブを曲がることを強制しているわけで、すごく変だと思うんですが、こういう曖昧なルールだと教育する側が困ります。特に子どもたちの素朴な疑問に答えられないんだもの。根本的な改革が必要だと痛感します。(紙面の都合で一部割愛してあります)

## 傘は罰金で、携帯はマナーの問題？



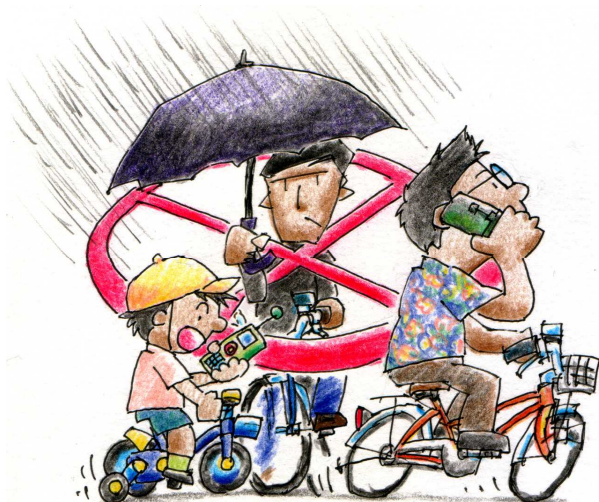
「このごろ特に気になるのは、自転車に乗りながら電話やメールをしている人を見かけることです。2～3日前も、夜、私の車の前方を若い人がメールを打ちながら急に横切ったので、ひやっとしました。赤信号になったのも気づかず、メールをしながら交差点を渡っていく人もいます。ある時など、40代ぐらいの方が、たばこをくわえたまま、携帯電話を耳にあてて、自転車に乗っているのを見かけました」(投書、茨城県・主婦 = 56、8月12日毎日)。

「質問 昨年(04年)の改正道交法により、自動車又は原動機付自転車の運転中における携帯電話の使用については、行為自体を捉えて、罰則が規定されましたが、自転車については、罰則が設けられなかったのは、なぜですか」。

「一発回答 自転車の運転中の携帯電話使用については、片手運転になったり、前方への注意がおろそかになったりするため、安全運転の観点からは好ましくないのは当然のことじゃ。しかしながら、このような行為に対して罰則を設けることについては、自転車が手軽な移動手段として用いられていることなどを踏まえると、現時点においては、慎重な検討を要するものであり、まずは自転車の運転者のマナーアップを図っていくべきであるものとかんがえておるところじゃ。

とはいえ、携帯電話を使用して自転車を運転中、歩行者等にけがを負わせた場合は、重過失傷害罪や過失傷害罪に問われる可能性は十分あるのう。いずれにしろ、自転車運転中においては、自動車等の運転中同様、携帯電話を使用しないことが望ましいところであり、運転中の携帯電話使用の危険性等について、引き続き広報啓発や街頭指導に努めていく必要があるのじゃ。国民の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいところじゃのう」(「KEISATSU KORON」05年4月号。ちなみにこのコーナーは「Dr.TRA」という偉そうな先生が回答しているので、こういう言い回しになっている)。

道交法第71条(運転者の遵守事項)6.に「前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るため必要と認めて定めた事項」、という条項がある。その一例として、ある県の道路交通法細則第14条の三は次のようになって



いる。「かさをさし、物がかつぎ、物を持つなど視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと」(各都道府県共通とみなしてよい)。

傘をさして自転車に乗らない、ということはほぼ常識化している。しかも、第71条6項違反は5万円以下の罰金が科せられる。にもかかわらず、携帯電話の使用は「自転車運転者のマナーアップ」で対応するというのでは、つじつまが合わない。Dr.TRA(つまり警察)は自転車を「手軽な移動手段」としかみなしていないわけで、「車両」であるという認識が完全に欠落してしまっているのだ。いたずらに罰則を強化しろと言うのではない。自転車はあくまで車両であるという認識が根底にないと、「歩道走行」はじめ矛盾はますます拡大していってしまう。歯止めをかけたい。

(イラスト・あらか)

## トピック

### 路肩に自転車走行空間

### 国交省道路局06年度概算要求

国土交通省が平成18年度予算の概算要求をまとめ、財務省に提出した。このうち、道路局の自転車関連を拾ってみた。

「安全で安心できる暮らしの確保」というくくりの中に、「環境にやさしい自転車の利用者を応援」という項目があり、都市内の自転車利用促進 自転車で巡る地域観光 — の二本柱で構成されている。

#### 都市内の自転車利用促進

自転車走行空間の創出(新規) 路肩などの空間をカラー舗装したり、縁石を設置することで、安全・快適な自転車走行空間のネットワークを創出する。

違法駐車対策の推進 都市圏の違法駐車が著しい路線で、警察の取り締まり強化と合わせ、カラー舗装による駐停車禁止区域を明示したり、荷捌き駐車帯を整備するなどハード・ソフト一体となった駐車対策を実施する。また、道路パトロール時に違法駐車抑止広報を実施するなど、違法駐車対策を一段と推進する。

エコサイクルシティを全国に普及 自転車施策先進都市(エコサイクルシティ)における自転車利用促進のための先進的な取り組みを全国に普及させる。

自転車利用環境の整備 群馬県前橋市など約60都市対象、事業費計283億円。

道路管理者以外による路上駐輪場の整備(新規) 従来の道路管理者による路外・路上駐輪場(道路付属物)の整備や、民間事業者による駐輪施設整備への支援に加え、道路管理者以外の多様な主体による駐輪施設の整備を促進する。

#### 自転車で巡る地域観光

既設の道路・河川堤防などを活用したサイクリングロード網の構築(新規) 案内標識やマップを整備して、既設の道路や河川堤防などを活用したサイクリングロード網を構築する。

サイクルツアーの推進 サイクリングを楽しみながら、観光施設など地域の魅力を堪能するサイクルツアーに取り組む地区(15地区)を追加募集し、施設整備や広報活動などを支援する。「サイクリングでめぐるエキゾチックなベイエリア」(横浜市)など。

このほか、平成17年度から3カ年計画で実施されている群馬県前橋市など3地区の自転車利用促進モデル地区(スーパーモデル地区)の事業が継続される。

概算要求だから、すべてが認められるわけでもないが、少しずつ舞台が回り始めたような気がする。